



《会計・税務の知識》 役員給与の損金不算入の概要

はじめに

法人税法上では、法人が役員に対して支給する給与の額のうち、損金の額に算入されるものは、一定のものに限られます。

今回は、役員給与の損金不算入の概要についてご説明します。

1. 役員給与

役員給与とは、役員に対して支給する報酬、賞与のほか、債務免除益その他の経済的な利益も含まれます。

なお、経済的利益とは、法人の行った行為が実質的にその役員に対して給与を支給したと同様の経済的効果をもたらすものをいいます。

- (1) 資産を贈与した場合におけるその資産の時価
- (2) 無償又は低額で居住用土地又は家屋の提供をした場合における通常収受すべき賃貸料と実際に徴収した賃貸料の額との差額
- (3) その他一定のもの

2. 役員給与の損金不算入

(1) 法人税法第34条1項

内国法人がその役員に対して支給する給与のうち次に掲げる給与のいずれにも該当しないものの額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入されません。

- ① 定期同額給与
その支給時期が一月以下の一定期間ごとである給与で当該事業年度の各支給時期における支給額が同額であるものその他これに準ずるものとして政令で定める給与
- ② 事前確定届出給与
その役員の職務につき、所定の時期に確定した額の金銭等を交付する旨の定めに基づいて支給する給与で、定期同額給与及び業績連動給与のいずれにも該当しないものをいい、納税地の所轄税務署長に一定の届出をしている給与。なお、同族会社以外の法人が定期給与を支給しない役員に対して支給する給与や特定譲渡制限付株式及びその承継譲渡制限付株式になる給与は事前確定の届出は不要です。

③ 業績連動給与

内国法人が業務執行役員に対して支給する業績連動給与で一定の要件を満たすもの。なお、一定の要件とは、交付された金銭の額等の算定方法が、その給与に係る職務執行期間開始日以後に終了する事業年度等の利益の状況、株式の市場価格の状況、売上高の状況を示す指標を基礎とした客観的なものをいいます。

(2) 法人税法第34条2項

内国法人がその役員に対して支給する給与（第1項、第3項の適用があるものを除く。）の額のうち不相当に高額な部分の金額として政令で定める金額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入されません。

なお、政令で定める金額とは次に掲げる金額のうちいずれか多い金額となります。

- ① 内国法人が各事業年度において、その役員に対して支給した給与の額が当該役員の職務の内容等に照らし、その当該役員の職務に対する対価として相当であると認められる金額を超える場合におけるその超える部分に対応する金額
- ② 定款の規定等により役員に対する給与として支給することができる金銭の額の限度額等を定めている内国法人が、各事業年度においてその役員に対して支給した給与の額の合計額がその事業年度に係る当該限度額等を超える場合におけるその超える部分の金額

(3) 法人税法第34条3項

内国法人が事実を隠蔽し、又は仮装経理によりその役員に対して支給する給与の額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入されません。

おわりに

役員給与等は、平成29年度税制改正により利益連動給与（改正後：業績連動給与）の見直しなど、各種の役員給与等について全体的に整合的な制度となるように税制の整備が行われました。

今回は役員給与等の平成29年度税制改正についてご説明します。
 (担当：大川)